明治期における港町新潟の街路政策について THE MAINTENANCE POLICY OF THE STREETS IN NIIGATA CITY, A PORT TOWN IN THE MEIJI ERA

菅原邦生*1

Kunio SUGAHARA

The maintenance policy of the streets in Niigata city, a port town in the Meiji era was following 2 aspects.

- In 1872, The streets in Niigata city were cleaned by street cleaners. Street cleaners collected litter and trash on the streets. Litter and trash were put in baskets and carried to countryside. They were used there as fertilizer. Building materials, firewood, kitchen gardens and clotheshorses on the streets were removed for traffic security.
- In 1880, Business on the streets were permitted conditionally. Streetlights, signs, public restrooms and building materials on the streets were permitted by notifying.

Keywords: Niigata, maintenance policy of the streets, Meiji era 新潟, 街路政策, 明治期

1.はじめに

新潟は安政5年(1858)の日米通商条約によって開港される五港 (函館・横浜・神戸・長崎・新潟)の一つに選ばれ、明治2年(1869) に開港した。外国人に恥ずかしくない市街地とするため、明治5年 (1872),県令に着任した楠本正隆は、不衛生な街路を一掃するなど 積極的な街路政策を行ったことが知られている。

本研究では、残された史料を手掛かりに明治期における港町新潟 の街路政策について明らかにする。尚、新潟はかつて街路に沿って 水路が張り巡らされた「水の都」としても知られており、水路の実 態や衛生管理については、別稿にて報告する予定である。

2. 既往研究と目的

開港地の市街地における都市の近代化については豊富な研究蓄積 がある。その内,本稿が対象とする街路政策については,横浜を事 例に,お雇い外国人技術者ブラントンによる砂利・砕石による道路 舗装と,神奈川県による歩車分離,道路上への庇,釣り看板,日除 けなどの張り出し規制などについて明らかにされている^{注1)}。

一方,明治期の新潟における街路政策については,楠本正隆県令 により,①ゴミの捨て方などの環境衛生面,②物干しの禁止などの 美観面を中心に規制され,新潟より逸早く開港した横浜・神戸と比 較して,都市の外見だけでなく住民意識をも改革しようとした点に 特徴がみられることが既に明らかにされている^{注2)}。また新潟の明 治元年(1868)から現代までに行われた都市計画の展開を通史的に扱 った研究もみられる^{注3)}。しかしこれらの研究は新潟の都市史・都 市計画史の大枠を捉えることに主眼があり、史料に基づく具体的な 検討は一部に留まる。

よって本研究では神戸・横浜に比べ特徴的とされた環境衛生面や 美観面を中心に、例えば街路の衛生面については、誰がどのような しくみで清掃を行なっていたのか(担当者やその人数、塵や芥の集め 方等),また集めた塵や芥はどのように処理されたのか(運搬方法や 捨て場所の確保等)、美観面については、どのような実態に対し(尿 桶の設置数や設置場所、道路上の障害物の実態),如何なる規制(撤 去指示やその期限、撤去の緩和とその条件等)がされたのかなど,既 知の史料も含め、これまでの既往研究において、十分に分析がされ てこなかった点を中心に、その実態をより仔細に明らかにする。尚, 街路に面した雪中通路としての雁木通りについては、拙論において 既に検討しているため^{達4)},今回の検討からは外している。

3. 研究の方法

本研究では,残された近代の行政文書を手掛かりに,①街路清掃, ②塵・芥の処理,③尿桶の撤去,④障害物等の撤去,⑤街路の修繕, ⑥街灯の設置,⑦罰金,⑧「街路取締規則」による規制などの諸点 について史料に基づき検討する。尚,史料には「道路」「街路」とあ るが,本稿では街路と統一して扱う。

また当時の外国人の旅行記や古写真などから、街路空間の様子に ついて検討する。

*1 新潟青陵大学短期大学部人間総合学科 准教授・博士(工学) Assist. Prof., Niigata Seiryo University Junior College, Dr.Eng.

4. 街路清掃

『改革叢書』^{注5)}(以下『叢書』)明治5年(1872)7月「市街修整 法下議并決定之事」によれば、当時の課題とそれに対する決議の記 述がある。『改革叢書』とは、明治10年代に新潟の町役人が当時の 諸史料を基に新潟の都市整備に関する記録としてまとめたもので、 新潟の都市政策を知る上で重要な記録である。基となった史料が不 明な点に課題が残るが、後述の明治5年(1872)『諸御布告留』に『改 革叢書』と同一の記録が確認できることから、当時の一次史料から 抽出してまとめられたものと考えられる。まず第1条に、

一,道路ヲ清潔ニスル事

道路ノ不潔ナルハ第一人生ノ健康ヲ傷害シ,疾病ノ由テ生 スル所,故ニ今毎区ニ掃除人若干ヲ置キ,務メテ道塗ノ清 潔ナルヲ要セント欲ス,其策如何

決議

掃除人足ハー小区毎ニ八人ヲ以テ額トナシ,五小区合 テ四十人トス,其給金ハー人毎ニー月金三円ヲ給シ, 其惣計合テ金千四百四十円トナス

とある。街路の掃除人足を定め、1小区当たり8名、五小区全体で40名とし、給金は1人当たり1か月3円と決議された。区とは、楠本県令が県内を12大区99小区に分けたもので、新潟市街は第一大区であり、その中を五つの小区に分けたものである。

さらに同記録同年同月の「市中心得書並教諭文同和解」によれば, 第2条に,

一, 五区内ニ掃除人足ヲ取設ル事

是迄市中処々ニ塵芥棄場取設ケ有之候へトモ,追々ト積重 リ遂ニ朽チ腐レ臭気ヲ生シ,自然百病流行ノ基ト相成ル事 ニ付,今度不残取毀チ,更ニ五区内ニ掃除人足ヲ定雇ニ致 シ,朝ハ毎日五ツ時ヨリタハ七ツ時ヨリ,市中一般道敷之 分掃除為致候間,町家ニ於テハ毎日銘々之軒下ヲ,朝ハ五 ツ時迄ニタハ七ツ時迄ニ必掃除致シ,其塵芥ハ銘々之軒前 エ積纏メ,成丈掃除人足ノ取棄安キ様致シ置へキ事

とある。市中に設けられた捨場所に塵・芥が溜まり悪臭を放ってお り、その撤去が指示された。また朝方は五ツ時、夕方は七ツ時より 掃除人足が街路を掃除するため、それ迄に各家において軒下を掃除 し、軒前に塵・芥を積み、掃除人足が回収しやすいように指示され た。市中心得書とは邏卒(警察)による厳重な取り締まりを伴うもの で、県は明治5年(1872)3月、新潟に邏卒25人を配置し、軽犯罪の 現行犯摘発にあたらせた。この邏卒については、明治5年(1872)9 月の「邏卒勤方心得」^{注6)}にも、第一条に「市街中不掃除ノ地アラ ハ其主ヲ督責シ、及掃除人足ノ怠慢ヲ検視スへキ事」とあり、掃除 人足の監督を担っていた。

また同記録同年8月の「市街掃除方法改正ノ事」によれば,

- 一, 市中掃除方之儀詮議之次第有之左之通改正候事
 - 毎小区掃除人足六人ヲ置,塵車二輌塵船一艘ヲ以テ,朝ハ 八時ヨリタハ四時ヨリ,塵芥集メトシテ巡廻為致候条,往 来ハ都テ表通リ之者道敷掃除致シ,塵芥ヲ箱ニ盛リ取片付 置,便宜ニ随ヒ舟車ノ内エ相移シ可申,若於相背ハ無用捨 可及処置事

但,掃除人足ノ儀ハ半数徒刑人,半数ハ平人足遣立之積,是迄掃除人足四十人,一个月一人金三円宛,惣計百二十

円,改正三十人一个月前同断,惣計九十円,差引一ケ月 金三十円減シ候事

右之趣無遣漏可触示者也

とある。沿道住人により街路が清掃され,集められた塵・芥は箱に 入れられ,掃除人足が「二輛塵船」で回収することとなった。この 「二輛塵船」とは,史料中に「舟車ノ内エ相移シ可申」とあること から、塵車と塵船のことと考えられ、この内塵船は、当時街路沿い に張り巡らされていた水路を利用したものと考えられる。また掃除 人足は1小区6人,五小区合計で30人になったため,経費も五小区 全体で120円から90円に減っている。掃除人足の人数が削減された のは,集められた塵・芥の回収のみに掃除人足の業務が軽減された

た。 さらに同記録明治6年(1873)8月「道路修繕落成ニ付市中心得 之事」によれば、

ためであろう。また掃除人足は罪人と一般人が半数ずつで構成され

道路ハ毎朝必ス掃除ヲ加ヘ,勉メテ清潔ニスベシ,塵芥ハ前日 分併テ戸外ニ出シ,掃除人足ニ付スベシ,若人足過行之後,塵 芥アラバ戸内ニ留置,翌朝是ヲ捨ツベシ,決テ往来エ出シ置ベ カラズ

とある。記録に「塵芥ハ前日分併テ戸外ニ出シ」とあり,前日分と 合わせて掃除人足が回収していたことが分かる。また掃除人足が過 ぎ去った後に塵・芥が出た場合は,翌朝まで家の中に留め,街路に 出さないこととされた。街路衛生を徹底するためであろう。

こうした背景について、同記録の「教諭文」によれば、

当港ハ北国第一之要地ニシテ開港場之一ニ備リ,内外之人民幅 湊致シ候ニ付,一同厚ク朝廷御交際之御趣意ヲ奉体シ,競テ開 化之域ニ至ルヲ希望可致之処,兎角野鄙固陋之旧習難脱,殊ニ 風俗不正ニシテ糸竹ニ日ヲ送リ (中略) 且又現今市街之有様, 道路ハ勿論堀川ニ至迄一般ニ不潔汚穢ヲ極メ,其臭気人生之健 康ヲ傷害候のみナラズ,抑当港之醜体無此上,実ニ可恥之甚敷 ニ有之候,因テ今般更ニ心得書別冊ヲ以テ相渡候条,一同堅ク 相守可申,万一心得違之者於有之ハ無用捨夫々処置可致候ニ付, 此旨市中戸前末々ニ至ル迄無漏可触示者也

とある。文明開化に際し、旧習のままの不衛生な市街地の有様を恥 じ、早期に一掃することが目的であったことが伺える。その要因の 一つとして新潟は外国人居留地がなく、当初より外国人と日本人が 共に暮らす雑居地のみで^{注7)},居住環境の改善に早期に取り組む必 要性があったものと考えられる。

以上明治5年(1872)7月には、40人体制の掃除人足が街路の清掃 にあたっていたが、家々の軒下についてはその住人が掃除すること とされ、同年8月には沿道住人が街路清掃を担い、集められた塵・ 芥を掃除人足が回収することになった。結果、掃除人足は30人体制 に縮小され、掛る経費も少なくなった。

5. 塵·芥の処理

ここでは掃除人足により街路清掃で集められた塵·芥が,その後, どのように処理されたのか,検討する。

『叢書』明治5年(1872)7月「市街修整法下議并決定之事」に よれば,第2条に,

一, 塵芥棄場之事

道路清潔ナルヲ要セバ,更ニ塵芥ヲ棄ルノ地ヲ設ケザルヲ得 ズ,故今毎街ニ其地ヲ設ケ,一街内外ノ塵芥必此地ニ棄ルノ 法トナス,犯ス者ハ罰ニ処セン,而テ毎日日没スル後,或ハ 翌日日出ルノ前ヲ以テ,又此地ノ塵芥ヲ舟車他所ニ移サント 欲ス,其策如何

決議

毎街塵芥ヲ棄ル場ヲ設ル時ハ,又自ラ不潔之生スル恐 レアリ,故ニ五区之外ニ便宜之地ヲ相シテ,凡二三所 之捨場ヲ設ケ,而シテ一小区毎ニ竹籠凡三箇ヲ置キ, 掃除スル毎ニ必塵芥ヲ此竹籠ニ盛リ,彼ノ棄場ニ送リ 棄ツ,棄場塵芥モ又必一両日ヲ隔テ遠ク村落ニ送ルノ 法トナス,村落エ送ルハ肥シ等ニ用ヒシメンガ為也, 故ニ百姓等必好ムモノアラン,因テ右等ノ者ヲ募ルベ シ

但、毎家ノ塵芥ハ自家之戸前ニ積置キテ、掃除人足 エ委スベシ、且我軒下タ等之如キハ自家掃除スル事 ト知ルベシ

とある。街路は不衛生で塵・芥を捨てる場所を設ける必要性に迫ら れていたが、1小区毎に竹籠を3個程度設けて塵・芥を集め町外の 捨場に捨て、遠方の農村で肥料として使うよう決議された。また各 家の軒下については、同年同月の、前出「市中心得書並教諭文同和 解」に見られた各自での掃除を、本記録でも確認できる。

6. 尿桶の撤去

『叢書』明治5年(1872)7月「市街修整法下議并決定之事」に よれば,第3条に,

一,尿桶設ケ場之事 現在市中戸前ニ尿桶ヲ置,行人過ル者其汚臭之気ニ勝ヘズ, 畢竟道路不潔ニ至ル所以也,故ニ今厳ニ之ヲ禁シテ急ニ之 ヲ毀タシメ,更ニ行人便利ノ為メ毎街ニーニ桶ヲ置キ,行 人必此桶ニ便スルノ法トナシ,犯ス者ハ罰ニ処セント欲ス, 其策如何

決議

ー町内之横町毎ニ便宜ノ地ヲ択ヒ,実地見聞ノ上其場 ヲ定ム,一ノ尿桶ヲ置キ,見隠シ板ヲ以テ其上ヲ蔽ヒ, 白キチヤンヲ塗リ腐朽ヲ防キ,努メテ臭気ノ洩レザル ヲ要ス,其之ヲ郊外ニ送リ価ヲ納メ,修理ノ費ニ充ル ノ目的トナシ、其好ム者ヲ募ルベシ

とある。尿桶は家々の前に設けられ悪習を放ち,その撤去が指示さ れたが,通行人の利便性から各町内の横町に尿桶1か所を設けて, 目隠板でこれを覆い,目隠板等が腐らないように白ペンキを塗って, 糞尿は郊外で肥料として使い,その収益を尿桶等の修理費用とする よう決議された。横町は表通りから横に入った小路に面した場所で, 衛生上・美観上,より目立たない場所に設けた。

その後『諸御布告留』^{建8)}明治5年(1872)8月17日条によれば, 今般市中尿桶廿三ケ所候所設ニ相成候得共,人民輻輳地壹ケ所 弐町余找隔候而者,至然死禁之者可有之却而奉恐入候間,更ニ 壹町毎ニ壱ケ所宛尿桶候而設被成下合七十ケ所余候間,建ニ相 成候様仕度此段奉伺上候事

とある。実際の設置数は23か所と、2町で1か所設けられる程度で

あったが、「死禁」(失禁か)する者もいて、1町1か所とし70箇所 に増やしてほしいとの請願が出されている。

以上,尿桶の設置方法が決められるなど,衛生的な街路空間の確 保の徹底が指示されたが,その設置数は十分ではなかったことが分 かる。

7. 障害物等の撤去

『叢書』明治5年(1872)7月「市街修整法下議并決定之事」に よれば,第4条に,

一,道塗ニ置物ヲ禁スル事 現在市中ノ様ヲ見ルニ,或ハ材木ヲ横へ,或ハ薪木ヲ積ミ, 或ハ菜園ヲ欄シ,道路ヲ狭隘ニシ,大ニ行人ノ妨害ヲ為ス, 道路ノ修繕ナラザル所以也,故今厳ニ之ヲ禁シ,若シ材木 等ノ置ザルヲ得ザル者ハ,更ニ其置場ヲ設ケ,犯スモノハ 罰ニ処セント欲ス,其策如何

決議

道路ヲ妨ケ物ヲ置クハ素ヨリ成禁アリ,速ニ厳令ヲ下 シ敗毀スベシ,材木且薪ヲ置ク者ハ,預メ其場ヲ告ケ, 材木薪木トモ必乱雑散乱セザルヲ要スル事トス,材木 ハ必立置ハ薪ハ正敷片付置ヲ定法トス

とある。道路内の材木や薪木の積置き,菜園により道幅が狭くなっ ていたが,その撤去が決議された。尚,材木と薪木については,そ の場所を告げ,乱雑に置かないこととされた。

同記録同月の「市中心得書並教諭文同和解」によれば,

- 一,五区内見世前キ並市中道敷エ積ミ物,干シ物ヲ禁スル事 是迄市中道敷之内エ材木或ハ薪木ノ類ヲ積ミ,道路之妨ケ ト相成ル分不埒之事ニ付,五区内トモー般ニ取毀チ可申事
- 一,道敷之内エ菜園或ハ物干シ杭等ヲ取立有之,道路之妨ケト 相成ニ付,前同様取毀可申事
- 一,是迄衣類并洗濯者之類,見世先キ并道路エ縦横ニ指出シ, 道路ノ妨ト相成居候条,向後決テ不相成候事

とある。道路内の材木,薪木,菜園,物干杭,店先や道路への衣類・ 洗濯物の張り出しなどが禁じられた。

また『諸御布告留』同年同月の記録によれば,

五区内トモ道敷内候積置為,材木薪木等ヲ始メ其他菜園或者物 干場等ヲ設ケ有之分御制禁ヲ配シ候義ニ付,今度一般ニ為被毀 候条,此旨相心得心得違之者無之候無洩可触示者也

とあり、道路内の材木, 薪木, 菜園だけでなく, 物干場も設けられ, その撤去が指示された。この『諸御布告留』とは明治5年(1872)の 7月~10月における町役人の記録で、楠本県令着任直後の新潟の都 市政策を知り得る重要な史料であるが、記録期間が短い点に難があ る。

さらに同記録同年同月の記録によれば,

往来筋之置物者,猶又触達説諭時之日より日数三日限リ為被拂 申度事

但, 申度時之町者記帳ヲ以邏卒庇ニ順シ相届度事

とあり,道路上の置物の撤去期限は説諭後3日以内であった。さら に同記録には,

干物場者明地無之稠密之貸長屋住之者共,是亦大家ニ相談之上 七日限リ長屋之内相当之ケ所被毀チ,或ハ屋上裏屋之方ニ干物 場仕付,長屋之者一同惣用ニ可充旨申付可然哉之事

とある。物干場について、空き地のない密集した長屋では、大家に 相談の上、7日以内に撤去するか、裏屋の屋根上に設けることとさ れた。

明治6年(1873)3月の「定」^{注9)}には,

- 一,物干之義ハ表通リ店先キ又ハ表庇,屋根等ニテモ決テ不相 成候事
 - 但, 屋根上江物干場出来候義ハ勝手次第之事
- 一, 紺屋・漁師等日々活計之為メ物干候者ハ,当分左之通差許 候間,道敷外工物干場取設見込早々届出可申事 道幅三間以上之処,軒先弐尺ヲ限
 - 道幅三間以下之処, 軒先壱尺ヲ限
- 一,普請之為メ材木差置候義ハ,往来之妨ケ不相成様片寄セ置 候分ハ差許候事

とある。店先や表庇(雁木)や屋根上の物干は禁じられたが,屋根 上に物干場を設けた場合は許可された。また紺屋や漁師など特定の 職業では,道幅に応じて道路上への物干しの張り出しの限度が定め られた。また普請のため街路に材木を置く場合は,片側に寄せるこ とで認められた。

以上のように往来を妨げる材木, 薪木, 菜園, 物干場などは, 説 論後3日以内にその撤去が指示されたものの, 物干については屋根 上に物干場を設けるか, 職種によっては道幅に応じて許可されるな ど, 生活実態を考慮したものと考えられる。

8. 街路の修繕

『叢書』明治6年(1873)8月「道路修繕落成ニ付市中心得之事」 によれば、

当港市街修道追々落成ニ付,銘々宅前之儀,総テ受持ニ申付候 条,以後,修理并掃除トモ左之通可相心得事

- 一,道路并伏桶ハ毀敗セザル様常々注意シ,些細之毀敗ハ其時 々銘々ニテ修理ヲ可加事
 - 但,道路ノ損シ多分ナル時ハ,其所用桂撿査之上町会所 エ可申立事
- 一,伏桶ハ毎月一回之ヲ浚疏シ,蓋板之散乱無之様常々注意ス ベキ事

但,居宅裏ハ横小路ニ有之下水吐モ同様浚方可致事

とあり,道路や伏樋(ふせひ)を壊さないように注意することとされ た。また多く壊れた場合は,町会所へ申し出ることとされた。伏桶 とは街路両側の排水用の側溝であり,毎月1回,水を流し,蓋板が 散乱しないように注意することとされた。

4. 街灯の設置

『叢書』明治5年(1872)7月「各町工街灯ヲ建ルノ事」によれば、

一,五区内点灯籠工落書并疵付等ヲ禁スル事
五区内へ灯籠建築ニ付,右工落書并疵等相付候ハバ,幼少
之物ヲ不問処置ニ可及事

とある。五区内の街灯設置が確認でき、「点灯籠」と呼ばれていた。 この街灯は後述する明治中期の古写真(fig1)にも確認でき、柱上に 四角い窓の空いたランプが載る。本記録によれば、この街灯への落 書きや傷をつけることが禁じられた。同記録同月の「市街修整法下 議并決定之事」第5条によれば,

一,市街ニ打火ヲ点スル事

暗ニ乗シ鑰ヲ断リ,夜ニ投シ袖ヲ牽ク事等,悪行淫風之止 マザルハ,市街点灯ノ法ナキ故也,故ニ今毎街ニ灯木ヲ建 築シ,日没ヲ以テ点火シ,日出ヲ以テ撤火,彼悪行淫風ヲ 止メ,開花繁栄ノー端ヲ開カント欲ス,其策如何 決議

毎街点灯之事,市街之均ク便利トスル所既ニ成案アリ,

灯木成ルノ後速ニ建築点灯スベシ,成案ハ別ニ記ス とある。夜間の犯罪が多く,その抑止が課題であり,町毎に「灯木」 を建築することが決議された。灯木とは,その設置目的が「市街点 灯」であることから,点灯籠同様,街灯のことと考えられる。

10.罰金

『叢書』「市中心得書之旨意ニ違フ者罰金規則」によれば、 今般市街改正ニ付罰金法相定,発表ヨリ日数十五日ヲ過レバ、 布告済之者ト見做シ、罰金法ニ照準シ無用捨処置可致候条、心 得違無之様小前末々迄可懇達候事

罰金法

一, 塵芥取棄之規則ヲ犯ス者ハ二銭之罰金ヲ出サシム, 再度犯 ス者ハ四銭

とある。街路の不衛生の一掃を徹底させるため罰金が定められた。 再犯した場合の罰金が高くなっていることから,再犯者が多かった ものと考えられる。

11. 『日本奥地紀行』にみる街路の様子

こうした状況を外国人の立場から観察・記録した女性がいた。明 治11年(1878)に新潟を旅したイザベラ・ルーシー・バードである。 その著『日本奥地紀行』^{注10)}(金坂清則氏訳)によれば,

西洋化という形で展開し始めている新潟の官公庁地区は,純日本的な旧市街と比べるとまったく見劣りする。旧市街はこれまで見てきた町の中では最も整然とし,最も清潔で,見た目にも最高に心地よい。(中略) みごとなまでに清潔なので,この掃き清められた町通りを泥靴で歩くのは,日光でもそうだったが気がひけるほどである。(中略) 藁や小枝の一本,紙切れ一枚でも落ちていれば,すぐに拾って片付けられるし,ごみは蓋付きの箱や桶に入っている場合は別として,一瞬とて路上にほうってはおかれない。

とある。この記述は多くの文献で紹介され楠本正隆県令の街路政策 の状況を示すものとして信憑性が高い^{注11)}。記述によれば街路は清 潔で, 藁や小枝などは直ぐに片づけられるなど,『叢書』8月の「市 街掃除方法改正ノ事」に見られる沿道住人による清掃の徹底ぶりが 伺える。

12. 『街路取締規則』にみる規制

楠本正隆は明治8年(1875)に東京府知事として転出する。その後、明治13年(1880)2月『街路取締規則』^{注12)}によれば、

第二条 凡テ下水外ニ看板及ヒ物干等ヲ建設スヘカラス 但街灯及標旗ヲ建設スルハ,下水外二尺迄ヲ限リトス, 尤モ此場合ニ於テハ新潟警察署へ願出ヘシ

とあり,道路上の街灯や標旗の設置は,警察署に届けた上で下水外 2 尺を限度とした。この『街路取締規則』は楠本県令の後任である 永山盛輝県令時代の規則であり、これまでの街路関係規則を整備し、 街路の実態に即している点に特徴がある。さらに、

第三条 往来ニ物品ヲ排列シ売買ヲ為スモノハ,下水外四尺迄 ヲ限ルヘシ

但朝市, 年ノ市ノ如キハ此ノ限ニアラス

とあり,往来に陳列して物品を売買する場合は,下水外4尺を限度 とした。但,市で商売する場合には制限がなかった。また,

第六条 街路ニ沿タル地ニ木材ヲ貯フルモノハ,必ス縄索ヲ以 テ厳ニ之ヲ纏繞シ,転仆セサル様致シ置クヘシ

とあり,街路に沿って木材を保管する場合は,縄などで崩れないようにすることとされた。さらに,

第七条 街路ニ沿タル地ニ薪炭木石其他物品ヲ積置トキハ,高 サ九尺以下ニ限ルヘシ

とあり、街路に沿って薪・炭等を置く場合は、その高さを9尺以下 とされた。安全を確保するためであろう。さらに、

第十条 街路ニ便所ヲ建設シ,公衆ノ用ニ供セントスル者ハ, 其ノ場ノ図面ヲ添へ新潟警察署へ伺出ヘシ

とあり,公衆便所を街路上に設ける場合は,図面を添えて警察に届け出ることで認められた。さらに,

第十三条 工事ノ為メー時材木ヲ街路ニ置キ,又ハ木挽ヲナシ, 或ハ板囲足場等ヲ設クルトキハ,其場ノ図面ヲ添へ 新潟警察署へ願出ヘシ

とあり,工事用の材木などを一時的に街路に置くことや,板囲・足 場等を設ける場合は,図面を添えて警察に届け出ることで認められ た。

以上,明治13年(1880)には,道路上の街灯や標識,商売などを 一定の条件で認め,道路沿いに薪・炭などを置く場合はその高さを 定め,また工事用材料の設置や公衆便所などは届出により認めるな ど,街路政策は単なる規制から実態に応じた柔軟な姿勢へと移り変 わったことが分かる。

13. 古写真にみる新潟の街路

明治中期の新潟(古町)の古写真^{注13)}においても街路に障害物や 物干が見られず(Fig1),街灯が建ち,郵便箱も確認できる。また同 時期の本町の古写真^{注14)}などおいても同様であるなど,明治初期 の街路政策は新潟におけるその後の街路空間においても,一定の成 果が認められる。

14.おわりに

開港後,不衛生であった新潟の街路は,明治5年(1872),楠本正 隆県令が着任すると,清潔な街路へと一掃され,道路上の清掃は当 初掃除人足によってのみ実施されていたが,後に沿道住人により徹 底された。集められた塵・芥は町中の籠に溜められて町外の捨場に 運ばれ,その後農村で肥料として使われた。また家々の前には尿桶 が悪臭を放っており,その撤去が指示されたが,通行人の便宜を図 るため,横町に目隠板などで覆って設置されたものの,設置数は十 分ではなかった。さらに街路上の材木,薪木,菜園,物干場などは



Fig.1 Furu-machi in Niigata city (The middle of the Meiji era)

往来を妨げるため、その撤去が指示されたものの、物干については 明治6年(1873)、屋根上に物干場を設けた場合や職種によっては許 可された。

楠本県令転出後,明治13年(1879)には,街路上の商売は一定の条 件下で認められ,市での商売は制限がなかった。また街路内の街灯, 標旗,公衆便所,一時的な工事用材料の設置などは,届け出の上認 められるなど,より生活実態に応じた街路政策が行政により示され るようになった。

参考文献

 Tsukada K and Tsuchimoto T : Formation of road rules : A study on urban renewal in the Edo and Meiji previous year Yokohama, Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ), No.575, pp.167-174, 2004.1 (in Japanese)

塚田景・土本俊和: 道路規則の形成: 幕末・明治前期横浜における都市 改造に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 第 575 号, pp. 167-174, 2004.1

注

- 注1)参考文献1)参照。同テーマについては田中祥夫:明治前期における建築 法制に関する研究: 長屋・家屋建築規則の成立過程,早稲田大学博士 学位論文,1991 にも詳しく,塚田論文に対する日本建築学会計画系論 文集誌上での討論がある。田中祥夫「道路規則の形成: 幕末・明治前 期横浜における都市改造に関する研究に対する討論」(田中祥夫:日本建 築学会計画系論文報告集,第 582 号, pp.217-218,2004.8)。著者の回 答は,同 pp.219-220 に掲載されている。
- 注 2)長谷川寛・十代田朗:楠本正隆による新潟の都市計画・都市政策に関す る研究,日本建築学会北陸支部研究報告集 第 42 号, pp. 309-312, 1999.7
- 注 3)古川貴之・岡崎篤行:湊町新潟における近代以降の都市計画通史,一旧 新潟町地域を対象として-,日本建築学会北陸支部研究報告集 第 48 号, pp.413-416, 2005.7
- 注4) 菅原邦生・波多野純:近代における雁木通りの整備過程と衰退過程,日本建築学会計画系論文集, pp. 133-140, 1998.4
- 注 5) 『改革叢書』(新潟市郷土資料館蔵 明治 10 年代に新潟区の役人(筆跡 から早川清作との指摘あり)がまとめたもので,新潟市史編さん近代史 部会編『新潟市史 資料編5 近代 I 』新潟市,1990, pp.142-162 に町 行政改革や都市整備の関する中心的なものが収録される)
- 注 6) 前揭注 5) 『新潟市史 資料編 5 近代 I 』 pp. 174-175
- 注 7) 青柳正俊: 雑居地新潟に関する一考察一「外国人の居留地外居住問題」 をめぐる展開,東北アジア研究 20 巻,東北大学東北アジア研究セン ター, pp. 1-26, 2016.2
- 注8) 『諸布告御留 自壬申七月至十月』(新潟市郷土資料館蔵)明治5年7 月から10月までの町会所の記録である。

注 9) 前揭注 5) 『新潟市史 資料編 5 近代 I 』 pp. 562-563

- 注10)金坂清則訳『完訳 日本奥地紀行 2 新潟・山形・秋田・青森』平凡 社, p.40, 2012。日本奥地紀行については既に高梨健吉訳『日本奥地 紀行』平凡社, 1973(初版)があるが,高梨訳は簡略本によるものに対 し,金坂訳は原本の完訳であり,より正確性が高い。
- 注 11) 新潟市史編さん近代史部会:新潟市史 通史編3 近代(上),新潟市, p.117 他。注 10) 前掲本文中にも「街が改善されたのは最近であり,現 東京府知事楠本正隆氏によってこれが完成をみたのはつい先年のこと である」とある。
- 注12)注9)前揭
- 注 13) 新潟日報事業社出版部編:写真集 ふるさとの百年<新潟>,新潟日報事 業社出版部, pp. 40-41, 1980 他
- 注14)注13)前揭 p.49

THE MAINTENANCE POLICY OF THE STREETS IN NIIGATA CITY, A PORT TOWN IN THE MEIJI ERA

Kunio SUGAHARA^{*1}

*1 Assist. Prof., Niigata Seiryo University Junior College, Dr.Eng.

In 1869, Niigata city, a port town was opened by Japan-US commercial treaty (Nichibei-tûshou-jouyaku). On and after 1872, Kusumoto Masataka (Niigata prefectural governor) maintained Niigata city, a port town to make it suitable streets as an open port.

This study is on the maintenance policy of the streets in Niigata city, a port town in the Meiji era. The maintenance policy of the streets in Niigata city, a port town in the Meiji era was following 2 aspects.

- In 1872, The streets in Niigata city were cleaned by street cleaners. Street cleaners collected litter and trash on the streets. Litter and trash were put in baskets and carried to countryside. They were used there as fertilizer. Building materials, firewood, kitchen gardens and clotheshorses on the streets were removed for traffic security.
- 2) In 1880, Business on the streets were permitted conditionally. Streetlights, signs, public restrooms and building materials on the streets were permitted by notifying.

(2019年6月10日原稿受理, 2019年12月27日採用決定)